



島根県報

平成30年9月7日（金）

号外 第 117 号

（毎週火・金曜日発行）

<https://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【告 示】

道路の区域の変更（2件）

（道路維持課） 2

道路の供用開始（2件）

（ ” ” ） 4

告 示

島根県告示第611号

道路の区域を次のように変更したので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により告示する。

その関係図面は、告示の日から15日間島根県土木部道路維持課及び当該道路を管轄する地方機関において一般の縦覧に供する。

平成30年 9 月 7 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

道路の種類	路線名	道路の区域			管轄する地方機関の名称	備考
		区 間	変更前後の別	敷地の幅員 延 長		
一般国道	488号	益田市匹見町匹見イ 1333番2地先から同イ 1358番1地先まで	前	メートル 12.50～ 43.60	メートル 882.20	益田県土整備 事務所 道路改良工事 拡幅
			後	12.52～ 188.94	882.20	
県 道	木次直江停 車場線	雲南市木次町里方10007 番1地先から同1370番 46地先まで	前	5.70～ 29.80	227.00	雲南県土整備 事務所 道路改良工事 減幅
			後	5.70～ 26.20	227.00	

島根県告示第612号

道路の区域を次のように変更したので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により告示する。

その関係図面は、告示の日から15日間島根県土木部道路維持課及び当該道路を管轄する地方機関において一般の縦覧に供する。

平成30年9月7日

島根県知事 溝 口 善兵衛

道路の種類	路線名	道路の区域			管轄する地方機関の名称	備考
		区 間	変更前後の別	敷地の幅員 延 長		
県 道	大東東出雲線	松江市八雲町熊野845番7地先から同841番7地先まで	前	メートル 9.80～ 35.10	124.00	松江県土整備事務所 災害防除工事 拡幅
			後	9.80～ 35.10		
〃	草野横田線	安来市広瀬町東比田2538番5地先から同番7地先まで	前	4.70～ 9.50	172.00	松江県土整備事務所広瀬土木事業所 道路改良工事 拡幅
			後	10.20～ 18.80		

島根県告示第613号

道路の供用を次のように開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により告示する。

その関係図面は、告示の日から15日間島根県土木部道路維持課及び当該道路を管轄する地方機関において一般の縦覧に供する。

平成30年9月7日

島根県知事 溝 口 善兵衛

道路の種類	路線名	供用開始の区間	延長	供用開始年月日	管轄する地方機関の名称	備考
県道	奥出雲高野線	仁多郡奥出雲町小馬木1844番9地先から同1842番10地先まで	メートル 48.80	平成30年 9月7日	雲南県土整備 事務所仁多土 木事業所	
〃	玉湯吾妻山線	仁多郡奥出雲町大馬木1667番4地先から同1653番10地先まで	280.00	平成30年 9月7日		

島根県告示第614号

道路の供用を次のように開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により告示する。

その関係図面は、告示の日から15日間島根県土木部道路維持課及び当該道路を管轄する地方機関において一般の縦覧に供する。

平成30年9月7日

島根県知事 溝 口 善兵衛

道路の種類	路線名	供用開始の区間	延長	供用開始年月日	管轄する地方機関の名称	備考
県道	大東東出雲線	松江市八雲町熊野845番7地先から同841番7地先まで	メートル 124.00	平成30年 9月7日	松江県土整備 事務所	